

神奈川県環境審議会「令和5年度第1回事業活動温暖化対策部会」議事録

日 時：令和5年7月28日（金曜日）10：00～12：00

場 所：安協サービスセンター 2F Room 2

出席部会員：鎌形部会長、青柳部会員、赤松部会員、佐々木部会員、古米部会員

1 開会

- ・ 鎌形部会長あいさつ
- ・ 脱炭素戦略本部室長あいさつ
- ・ 傍聴者の確認（傍聴希望者なし）
- ・ 資料確認

2 審議事項

(1) 事業活動温暖化対策計画書制度の見直しの方向性について

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

（資料1に基づき説明）

【鎌形部会長】

ありがとうございました。

制度について、どの課題に対してどういう風な対応を取っていくかという全体像についての御説明がございました。これの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら是非伺いたいと思いますが、挙手をいただければ。

【古米委員】

古米ですが、よろしくお願ひします。

こういう課題を5つ出されて、それぞれに対する見直しの方向性ということで、検討作業などされていると思うのですが、課題1の目指すべき削減目標の基準が示されていない、各事業者の削減目標と県全体の削減目標が連動していないという課題もそのとおりだなと思ったのですが、その見直しの方向性ということで、7ページ目の1番とどう結びつくのかが少し分かりづらいなど。「見える化」というのは、評価を「見える化」したいということとどのように連動しているかどうかとか、具体的な削減目標にどうつながっているのかということが見えづらいなと思いました。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

これにつきましては、県の方で、県全体の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減という目標を立てていて、今後、地球温暖化対策計画を見直すに当たって、部門ごとの削減目標というのも作る予定でございます。具体には、産業部門であれば 50%に少し上乗せする、57%という削減目標。業務部門であれば 66%という削減目標を作って、それに沿って事業者の皆さんに対応していただきたいと。その目標をまず設けて、事業者さんにその目標で現在地と 2030 年度までのスパンで見た場合に、例えばその期間で割っていった場合に年間何%の削減目標が必要だよ、ということになりますので、その目標を達成している場合には、例えば A 評価して、そうじゃない場合には、B 評価、C 評価だとか、そういった県の目標に準じた形で事業者の取組の評価をさせていただきたいということで、今回評価の「見える化」という形を考えてございます。

【鎌形部会長】

評価の中身というか、仕方において、県の目標と連動するような指標を設けるという方針で。確かに「見える化」というだけだと良く分からない感じなのですが。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

「見える化」と書いてあるのですが、基本的な評価制度の導入というのがまずあって、評価結果を「見える化」ということなので 2 段階で、まずは評価制度を御議論いただくかなと思っております。

【鎌形部会長】

よろしいですか。他に何か。

【佐々木委員】

まとまった資料ありがとうございました。課題 4 のところなのですが、中小規模事業者等は現在実質ゼロという話なのですが、この制度を導入、活用することで、今後どれぐらい企業数を伸ばせると予想されていますでしょうか？何かお考えでしょうか？

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

今、神奈川県内に中小企業は約 18 万社あって、これをすぐに全部計画書を出していただくといったことは考えていなくて、重点的にどこを見ていくのかということは今後検討していく必要があるのかなと思っております。そうした中

で、まずはターゲットとするのは比較的中規模の事業者なのかなと思っております。あまり零細な場合には、脱炭素化という枠組みになかなか乗ってこれないという部分もあるでしょうし、またその中規模事業者であれば、排出量も一定規模あると思われまので、まずはそういったところをターゲットにして今後の普及啓発を図っていこうと思っております。ただ、最終的には、全部の事業者が脱炭素に取り組んでいただくというのが理想なので、そこに今後のロードマップというか2050年を見据えての対策というのが、今後の検討課題かと思っております。

【佐々木委員】

全体のマスとして考えた場合、大企業の、数社に対し、中小企業が十数万社あるかと思いますが、これにそれぞれの排出量を掛けた割合でいうと神奈川県の場合は、中小企業からの排出量はどれぐらいのボリュームゾーンになってくるのですか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

まず、中小企業の数でいうと99.7%が中小企業。実際にその排出量で見た場合に、例えば産業部門の排出量は9割を大規模排出事業者が占めているということで、中小規模事業者等に力を入れて取り組んでも、効率という面ではあまり良くないということがございます。なので、我々としては全ての皆さんに脱炭素行動を促していきたいとは思いますが、一定の排出量削減が見込める中規模の事業者から、まずは提出を求めていくのが良いのかなと。

【佐々木委員】

最終的には総量でCO₂を削減という話になると思しますので、どこに注力するかという視点も重要だと思います。課題4と課題5に関しては、小規模企業や中規模企業も入れやすいような基幹システムを作ることまで想定すると、結構大変な作業になると思えます。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

中小企業への取組は、家庭部門への普及啓発事業との関連性も高く、社会全体として脱炭素の機運を醸成するために、そこも見逃せないというか、取り残すわけにはいかないと思うので、この制度の枠組みに乗せるかどうかは別として、中小企業の脱炭素化に関する支援は、やはり続けていかなければいけないと思います。

【佐々木委員】

インセンティブというところで御説明があったと思うのですが、中小企業に対しては、規制するというよりは、むしろ何か表彰制度みたいなものに応募してくださいというような形で、資料提出を促すことも考えられると思います。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。その他に。

【赤松委員】

評価制度を先行して導入している他自治体もございます。神奈川県では、この計画書制度のスタートが2010年であるのに対して、このタイミングで見直しということの背景を最初に確認させていただいてよいでしょうか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

まず一番大きいのは、やはり地球温暖化対策計画を今回全面改定するという事で、それが令和6年3月頃に改定をする予定になっています。本来であれば、それと合わせて、令和6年度から新たな制度をスタートさせるというのが良かったのかもしれないのですが。動機付けとしては、そういった脱炭素の行動を県として計画で改定するので、そのタイミングでやっという事なのですが、仔細に検討した中で、検討課題があまりに多かったということがあって、制度の開始としては1年遅らせて令和7年4月からという形で考えているところでございます。

【赤松委員】

どんどんお尻が詰まっているみたいところで、もう少し早めとかも有りなのかなど。今さら言ってもしょうがないのかもしれませんが、なかなか後の評価のタイミングみたいな話も及んでくると思うのですが。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

そもそも、地球温暖化対策計画の改定も令和6年度ではなくて、もう1年早いタイミングで実施した方が良かったという御意見もあろうかと思えます。

【鎌形部会長】

いずれにしても 2030 年というのは一つの節目の年になりますから、それに向けて実行を上げるようにするにはどうしたら良いか、これが 1 つの大きな検討課題になりますね。

もちろん始まりについては、一定の期間がないと事業者も取組ができない、その辺のことを良く考慮してどうすれば一番良い選択になるか、その辺を議論していこうと思います。

【青柳委員】

やっと社会が脱炭素ということを認識してきたということではないかと思えます。低炭素と脱炭素って全然違うので、そこは難しいなと思えます。2030 年はやはり一つの目標なのですが、既に今度の秋の COP28 では 2035 年が議題になっています。パリ協定は目標年を 5 年ごとに見直しを自動的に入れていくので、次は 2035 年の目標です。イギリスなどは 1990 年比で 78%削減などの数字が発表されています。これからどんどん目標値がきつくなっていきます。

資料の最後に「(参考) 事業者の取組支援・促進イメージ」という図があるのですが、この中で中小規模事業者等を新たに巻き込んでいかなければいけないと書かれています。全部、個別の事業者ごとに行くのか、京都議定書の時に EU がバブル方式をやったように、事業者の組合とか協会ごとにバブル方式をやるというのも考えられるのではないかと思います。そうすると、業種ごとにノウハウがあるので、そういうノウハウをその組合なり、協議会の中で伝達しながら、同時に、うちは業界としては、全体でマイナス 50%いきます、ただまだ、色々な技術開発をしているから、ある会社ではプラス 10%になっちゃうけど、全体ではマイナス 50%達成するように目標を設定しますというやり方も、もしかしたらあるのではないかと。単に事業者一人ひとりに県が直接、働きかけるというよりも、色々な仕組みとか業界の仕組みをうまく使うというのも一つあるのではないかなと思います。

もう一つは、先ほどの大規模事業者 800 社くらいが 9 割くらい排出しているという中で、中小規模事業者等が全員頑張ってやってくださっても 1 割くらいしか貢献できないわけなのですが、そもそもそういう状態の企業というのは家内工業的などところとすると、こういう制度が、どれだけ理解されていて、そもそもその企業としての体制がどれだけ整っているかというところから検討しなければなりません。この計画書の策定時のデータさえも、なかなか基礎データが無いという状況なので、その辺をどう取り組むのか、検討が必要かと思えます。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

この計画書制度は、基本的には、大規模排出事業者というか大企業向けの制度だと考えています。中小企業支援については、別途、パッケージとしての支援策を検討しているところです。その中小企業支援のパッケージの中で、計画書制度も活用しながら取組を進めたらどうかと考えています。また、市町村や、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川産業振興センターだとか、そういったところと連携しながら、こういった取組が今後必要なのかというのは検討させていただいているところです。

特に今年度、神奈川産業振興センターに、新たにワンストップ相談窓口を作ったのですが、そういったところに今後、注力をしていくのかなと思っています。

【鎌形部会長】

青柳委員の前半の方のいわゆる業界としての取組、国ベースでは結構色々業界単位で協議会をつくるなどの取組は認識しているのですが、県ベースというか自治体ベースだと、どういう風なのか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

団体ごとの協議会との連携は、今のところ実施しておりません。ただ、おっしゃるとおり、団体内での横の繋がりもあるでしょうし、団体ごとでやるべきことというのはそれなりに違うと思うので、それぞれの団体に合った支援の在り方を検討する必要もあるかもしれません。それはまた今後の検討課題として対処していきたいと思っています。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。第1の議題から結構時間オーバーしていて、すごく白熱しているのですが、次に移りたいと思います。もし他に、この分野で全体の方向性についての御意見がある場合には、事務局の方に後ほどメールなどでお伝えいただければと思います。

次にまいりましょう。次の議題が、議題2の見直しの方向性を踏まえた評価制度の在り方について、資料2でよろしくお願ひします。

(2) 見直しの方向性を踏まえた評価制度の在り方

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

(資料2に基づき説明)

【鎌形部会長】

ありがとうございました。今回の見直しのかなり肝の部分で、評価制度を作る
ことについて、具体的な提案も含めて説明がございました。それでは、本件につ
きまして、もう皆さん御意見おありですよ。今度は青柳さんからいきましょう
か。

【青柳委員】

評価を毎年にするか、3年ごとにするかという話ですが、例えば、5年計画を
立てて、初年度に新技術を導入して初年度でもう5年分の目標を達成しちゃう
ということは結構起きますよね。規模の大きな事業者さんほど、起きやすいの
ではないかと思います。そういう大きな変化をどう評価するか、ディスインセン
ティブにならないように、うまく評価、仕組みを作らないといけないので、この評
価期間って意外と難しいなと思います。毎年の評価は3年の移動平均みたいな
感じでとかいうような、中間的なやり方とか合わせ技みたいなのかある
かと思います。突発的な出来事をうまく吸収できるような仕組みというのを入
れてみたらどうかと思いました。以上です。

【鎌形部会長】

はい、ありがとうございました。何かございますか、事務局からは。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

他自治体の評価制度の先行事例を見ますと、B案の方が多という話になりま
す。国の省エネ法などのように毎年評価するというのが特殊というところにな
ってはおります。他に、今、青柳委員おっしゃいましたけど、単年度ですと、そ
の年は良いけど翌年がというところありますので、そうすると、期間で見れば優
秀な取組だったのですが、単年度で見ますと、1年目だけは良い評価で、2年目
3年目は評価が良くない形になってしまいますので、そういったところ、また、
今回悩ましいところとして、コロナがありましたね。2020年度は神奈川県でも
温室効果ガスがガクッと減ったのですが、2021年度からまた戻る形になりまし
たので、そういった時に、たまたま2020年度の時だけが評価が良くなるとか、
例えば、たまたまこの年度だけ特定の業種の売上が良くて、良いからこそ、その
分CO₂も出てしまった場合などに不公平感も出てくるのかなと、少し我々も悩ま
しいといったところですよ。

【鎌形部会長】

はい、悩ましいところですね。では、赤松委員良いですか。

【赤松委員】

今の省エネ法でいうと、毎年評価していますけど、5年間の平均ですので、その急激な単年度の変化というのは、それなりに均しているというのが実態だと思います。あとは、他の自治体で毎年度評価を採用されているところも、単年度実績だけでは見てないのではないかなと思うのです。上げ下げがあまりにも激しくて。

CO₂削減というのが一番の目的なので、それが一番大事だということはよろしいとは思いますが、ここに書かれてないので確認なのですが、いわゆる非化石証書とか、Jクレジットとか、あの手の証書を利用した非化石化みたいな話は、ここにはどう入ってくるのでしょうか。言ってみれば、そういう形も含めて国の方は今回の改正した省エネ法では、それもできるだけ活用してというようなところを、割と推しているのですよね。もちろん、自家発電も含めて、バイオマス等何だかんだ色々あるのでしょうかけれども、どうしてもという場合は外部から買ってくるという、この部分、先ほど少しリーケージみたいな話も出ていたのですが、そういう証書を使った削減というのはこの中にどう盛り込まれるのか、又は盛り込まないのか、そこを確認させてください。

【事務局（濱田室長代理）】

来年度から評価制度の施行を予定している川崎市では、評価項目で、調整前と調整後、つまり、生の数字と、そういったものにクレジット等を反映した数字の両方を評価するようなことも検討しているようです。まさにおっしゃるとおりで、クレジットというものが、10年前、5年前と比べて、どんどん広がっていておりますので、そこを無視するわけにもいかないだろうと、我々としても勉強をしていかないといけないのかなと考えております。

一方で、あまりそのクレジットの反映後だけで捉えると、事業者が実際に排出している実態というのも見えなくなってくると思いますので、その辺りについて、先行事例を確認するなど、慎重に考えていく必要があると思います。

【古米委員】

確認なのですが、今の計画制度の中では、クレジットについて何か計画の中に書き込むとか、そういうようなことを想定はしてあるのですか。

【事務局】

自由記載欄に記入できるような取扱いとしていますが、排出量から控除するという取組は今のところやっておられません。今後は、そういうところも必要かなと認識していますので、今後、検討していきたいと思います。

【鎌形部会長】

赤松委員良いですか。佐々木委員どうですか。

【佐々木委員】

まず、評価時期に関する A 案と B 案ですが、最終的には折衷案もあるかと思っています。先ほど省エネ法の話もありましたけども、提出する側からするとデータは毎年報告するわけですね。ですから、報告は毎年というのでも良いのではないかと思います。一方で、インセンティブの話、評価については、中長期目標に対する評価軸があるかと思っています。毎年のデータ提出に対する評価に加え、中期目標に対する評価を合わせて行うことを明示することが重要かと思っています。中期的な目標に対する評価であれば、年ごとの変動というところも吸収できるだろうし、中長期の設備投資計画なども考慮することが可能になると考えます。なお、先ほどイノベーションの話が青柳委員からありましたけど、5年後にガラッと設備を変える予定なのだという企業の場合、この3年間の中期だけでは考慮できない場合もあります。でもおそらくかなり予算との兼ね合いで、やっぱり5年後、6年後あたりにこういう大規模な政策を取るなんていう会社もあると思います。そういうところを、ディスインセンティブというような形で評価してしまうようなことはやってはいけないと思います。時期についてはA、B折衷案で、報告は毎年出し、公表も行う、その時の公表の方法としては、せつかく分けて出すのだから、B案が良いのではないかと私は思います。

同時に、評価項目の評価軸2ですね、これは一応分けて書いてありますけども、中長期的な目標というものもきちんと評価できるようなシステムにして欲しいです。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。具体的な提案で、少しそれを踏まえて、色々なことを検討していただきたい。

古米委員良いですか。

【古米委員】

私も評価軸1と2で、やっぱり濃淡出ているのかなという気がします。例えば省エネで毎年少しずつやっていると、こういう計画的に年ごとに取り組めることはそれぞれ評価されれば良いのですが、イノベーションみたいな大きなポイントがあるものについては、一律というよりは何か決めた中で評価軸という中味をもう少し柔軟に埋めるのが良いのかなという気はします。

それと、中小規模、大規模事業者と大きな違いがあると思うのですが、公表にしても、大規模事業者が大きなイノベーションを起こしていこうとすると、事業会社としては色んなところに事業所を持っていて、色んなところでイノベーションをやる。他の事業所でそれぞれイノベーションのテーマがあって、それをどのタイミングで他事業所にも持ってくるのかということもあったりするので、それを使って、国全体としては変わっていくのだと。こうした時に県単位でどうしてもやると、そこをどう見せるかというのが大規模事業者だと難しいなど。我々の管理していないところの、いつ頃こういう予定になっていますというのを、この川崎市や横浜市を含めて、出すのかどうかというところは悩ましいと。これ近隣の企業の皆さん、そういうふうな感触はお持ちでしたよね。

その下の中小企業の皆さんも、そのイノベーションを起こした技術をどう使うかということに降りていきますので、公表とか評価のところ、非常に悩ましいなど。

公開、中々しにくいこともあるでしょうし、難しいなという気はします。

【鎌形部会長】

イノベーションについて、非常に重要な御指摘をいただき、良く扱いを検討しないとイケないかなと思いますね。

【鎌形部会長】

すみません、もの凄く素朴な質問なのですが、基本的に今の計画書制度で、色んな削減量とか公表されているわけですよね、各社。そうすると、現状は、色んな評価軸で、ある意味勝手にそれぞれ評価できるという状況にはなっているのですか。つまり、今後、一つの評価軸なり、評価方法なり、あるいは評価の期間というのを決めていこうというわけですが、人によっては自分で評価ができるのですよね。例えば、CO₂の削減であれば、ここでいうと11ページに点数評価がありますが、この評価基準の表が今後固まっていくのでしょうか、決まれば、単年度で評価する、3年でやるというのは誰がやっても同じ結果ということになりますよね。場合によっては、事業者が、ある意味自分のグループで早期に発信したい場合は、実は選択可能なのということになりませんか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

その年に省エネ対策を実施するだとかそういったこと、それは可能になりますね。

【鎌形部会長】

だけど、そういうのは可能だけど、県として一つのルールでやってこうということなのですね。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

はい、そうですね。そういう意味では少しある程度のスパンで評価した方が公平性は保たれるかもしれないですね。

【鎌形部会長】

はい、すみません。

【佐々木委員】

客観的な評価は難しいのですが、やはり最後は手続き等を考えると、数値で管理せざるを得ないというような評価制度になると思います。そうした時、10 ページに評価軸の記載がありますが、評価項目は評価軸1で4つ、評価軸2を含めて全部で5項目あります。5項目で100点満点としたときに、ある業者は「うち評価項目1については60点満点、あと評価項目2、3、4が無くて評価項目5で40点、そういう割合で重み付けしてください。なぜならば、こういう計画で事業展開していますから」というような申請をする。その申請を県の方で認めれば、その重み付け、最終的に点数化してABC評価に割り振るという方法も考えられるのではないのでしょうか。評価はある程度、割り切りも必要になると思います。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

総合評価の基準を作るのは相当難しいと思います。どれをどう評価すれば良いのか。単純に個別の項目別評価を公表するだけであれば本当に出してきたものを評価するだけなので、そこをどう考えるかということで、総合評価すべきかどうかということもあると思います。

【佐々木委員】

やっぱり省エネ等を図る、そういう自主性といいますか、各事業者さんが前向きに取り組んでくれないと、やらされている感があるのが一番まずいですね。

【赤松委員】

総合評価か項目別評価の議論の中で、第三者が評価結果を活用しやすい、し難いみたいな感じがあるじゃないですか。この第三者を資料の前の方で見ると、例えば金融機関とされていますよね。要は、この評価結果を見て、色々と助成や優遇とかというようにところに繋げるといところが暗に入っているわけですよね。そうだとすると、項目別でないとその第三者の方々が分からなくないでしょうか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

分からないというか、その省エネの取組をたくさんやっているから省エネの点数が良い一方で、再エネは全然やってないから点数が低いという時に、どこに着目すべきなのかというのが。

【赤松委員】

私は逆に、そういう金融機関の方もプロですから、逆にこういう項目で、ここは頑張っているよ、ここにはお金を付けると良いのではないのかというような意味で、混ぜ混ぜにして70点ですとか40点ですとかというだけで判断するよりも項目別の方が向いているのではないかなという気がしました。

【古米委員】

新しい技術を開発するという時にそこの評価は高いですよって言ったら、そこにはお金をだすと。

【赤松委員】

そうですね。一応、素人というよりも、プロの方々が「第三者」の対象であれば、それなりの情報を提供する方が良いのかなと。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

あとは別の側面として、専門知識のない県民の方が見た場合というのもあって、その企業のPRとして分かりやすいということが重要であるという考え方もあると思います。

【赤松委員】

消費者が買うとか選ぶというときの指標ですか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

そういったときの評価を考えると、項目別の評価だと分からなくなってしまう。

【赤松委員】

誰に向けてかっていったところで変わってくると思うのですが。

【鎌形部会長】

誰向けに制度を作るかということですよ。

【赤松委員】

それで第三者というのを確認したのです。

【鎌形部会長】

それを固定というか、要するに、この制度は誰向けかと決めてかかるのか、あるいは色んな利用の仕方があるということのプラットフォームの形にするのか。色々考え方があってもいいかもしれませんね。金融機関も、その機関ごと、融資の性格ごとで、もしかすると見方が変わるかもしれない、そういう性格もあるかもしれません。少しだんだん複雑になってきてしまいますが。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

第三者が見た時に、ぱっと見の印象は総合評価があった方が良さだろうというのがあったのですが。総合評価を作るのは難しい、作らなくても皆さんが十分インセンティブを感じられるというのであれば無くても良いのかも知れないということで、今回いただいた御意見を踏まえて今後検討させていただきたい。

【青柳委員】

次の議題に入りますが、例えば、賞を出す時は、総合評価1位から10位です、みたいなのを出せば良いわけです。しかし、赤松さんおっしゃるように、金融の場合などは、やはり担当者はプロなので、別に総合評価はいらぬみたいな割り切り方もあると思います。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

なるほど、そうするとモチベーションを保っている。そうですね、確かに。

【鎌形部会長】

行政の県として推奨したいところと、この情報をそれぞれがどう使うかというのはそれぞれ別に考えられる。両方考えるというのもあり得るのかなという感じはしますね。少し色んなことを考えていただいた方が良さそうですね。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

まずはこの制度を何ため使うのかというところから詰めて考えていかなければいけないということですね。

【鎌形部会長】

他にございますか。無ければ次に行って、また全体でよろしいですか。では、次の議題に入りましょう。次の議題の3について事務局の方からお願いします。

(3) 見直しの方向性を踏まえたインセンティブ等の在り方

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

(資料3に基づき説明)

【鎌形部会長】

ありがとうございました。インセンティブ制度について、既存の支援策と今回のイメージですね、御説明いただきました。本件についても、それぞれまた御意見ありましたら。古米さんいかがですか。

【古米委員】

支援制度の7ページ目ですが、産業・業務部門、運輸部門、共通とあるのですが、産業・業務部門ですと、再エネなどエネルギー関連しか無いのですが、もう少し色んな他のエネルギー以外の何かが無いのかなと。例えば、CO₂排出がより少ないクリーンなものを買うことを促進させるため、事業者が資機材を購入する際にそういうものを買ったことによって脱炭素に貢献した企業を支援するなど。そうすると自分たちの出しているCO₂だけではなく、循環していく中で、そういうものを使うことに対する支援みたいなものも無いかなと思ったりします。自分のところを出しているCO₂だけではなく、色んなサプライチェーンの中で、参画していくということも私は大事なことなのかなと思います。そういう活性化みたいな支援の仕方など、何か色んな方策が無いかなと。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

今、補助制度を設けているのは、大体が中小企業をターゲットとしたもので、大企業については、自立的な取組に委ねている部分があります。例えば、一番上の自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金、これについては大企業も対象としていますが、実績を見ると7割くらいが中小企業の方の申請で、大企業は補助金を使わなくても自ら設置しているところもあるので、今後はこういった補助金については中小企業をメインにやっていくことも検討しています。

そうした中で、今、御指摘いただいたように、エネルギー関係だけではなく、もう少し幅広い支援策を色々と講じた方が良いのではないかというのは、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、その辺りは、今後、支援策のメニューを考える中で検討していきたいと思います。

具体には、例えば、3つ目の省エネルギー設備導入支援補助金、これは色々な設備をイメージしていて、例えばLED、空調設備など、もろもろ補助メニューとして入れていて、温室効果ガスを3t以上削減する場合には補助しますという形にしているの、今後、そこを少し膨らませて色々読めるようにするとか、そういうことを検討していきたいと思います。

【鎌形部会長】

よろしいですか。他にございますか。重複でも結構です。

【青柳委員】

今の話を伺っていて、Scope 1 だけではなく、Scope 2～3まで入れた評価を如何に、この仕組みに入れ込んでいくかということだと思います。それをすることによって、県からなかなか手が届かない中小企業の会社にも届く、つまり取引先を通じてサプライチェーンマネジメントが働くので、中小企業の計画書制度への参画を促すためには、かえって効率が良いのではないか。ですから、大企業のScope 3の取組を評価する際に、サプライチェーンの県内企業に対して計画書制度に参画するように働きかけてもらうことで評価の加点が得られるなどとするほか、それを逆にScope 3の証明に使ってもらうとか、そんなようなサプライチェーンと県政をリンクさせたような仕組みを作ると良いかなと思いました。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

Scope 3も見据えてみたいなことですよ。今、評価制度の検討において、グループ全体の取組を評価するという事は検討していますが、サプライチェーンにまで広げるかどうかというのはまだ検討していません。Scope 3までいってしまうと県域を出してしまうのでバランスがなかなか。省エネ法としては可能ですが、県の制度としては難しいのかなと。

【鎌形部会長】

たぶん県内企業がいかに貢献するかということに関わることなので、必須なものかどうかは別として、「それもやってもらえると良いよね」というぐらいの意味で少し考えても良いのではないかなという気がします。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

確かに話を聞いていると、自分達でやるというよりは、大企業からの要請でやるというところがあると、その効果としてはかなり大きいところがあると思います。我々も、脱炭素経営が必要です、そうしないとサプライチェーンから外されてしまいますよと、そういう言い方になっていますので、それは効果という意味ではかなり期待できるかもしれない。ただ、それがこの計画書制度の中に入れ込めるかどうかというのは、少し検討しないとですが、今後の働きかけの方法としては、そういったこともあるかと思えます。

【鎌形部会長】

いずれにしても計画書制度を見直していくというのは今回の大きな枠組みですが、そこからもし外れることであっても、もし施策に取り込むべきことがあれば検討していくということだと思います。

【赤松委員】

今の話に絡むのですが、自分も省エネルギーセンターで、中小企業の方に対する補助の申請を受けた中で、先ほども冒頭、青柳先生からあったとおり、中小企業はその経営者次第みたいなのところがあって、要は最後のアンケートというもの、どこに聞かれたのかなというのを気にしながら聞いていたのですが、担当者に任せていると、適当にやっておいて、みたいな何か分かりませんが、罰則もなければ取り敢えず適当にという。それで、その経営者にどれだけ認識してもらうかというところでも変わってくるという部分があると思います。そういう意味では、大きな企業だと、経営者自身の意識も高いですし、組織として省エネに関する仕組みを作るといえるのができていますが、中小企業に対しては、誰に言うが一番取組が進むのかというところが、重要だと思います。先ほどお話のあったサ

サプライチェーンに関して、そこから弾き出されないようにというのは経営者としては意識していることなので、例えば、計画書制度は、その目標に対してちゃんと進めて欲しいというところが狙いなのでしょうけど、その前にまず自分のところのエネルギーがどれだけ使っているのかと、現状の見える化ができないとだめなのですね。中小企業は、まずそこすらできてないところがいっぱいあります。社長に、あなたの会社のCO₂排出いくらですかと聴いて、答えられる人がどれだけいるのか。それがないと何%削減とか出てこないのですよね。

だから例えば、まず自分は今どれだけ息を吐いているのか、というようなところを認識させるというのは、動機付けも含めて、これが活用できて、例えばそれがサプライチェーンの中で、自社が大きな会社のScope 3のカテゴリー1の立場だったとした時に、ちゃんと自分の排出量が分かっているれば、自社の製品でこれだけCO₂出ていますよと、ぱっと言えるわけですよ。それは、そういうところで生き残っていくときの最初のきっかけとして大事ですよ。この制度の活用法というのか、見せ方として、上手いPRをしていけないかな、そうするとそれは経営者にも何か心を打つものがあるだとか、会社として取り組みましょう、だとか、何かそういう意識付けになるのではないかという気がします。何かコメントみたいな話で申し訳ないのですが、中々難しいなと思います。中小企業は、やればやるほどロングテールなので、やってもあんまり全体に対する効果は無いよというところで、我々省エネルギーセンターも毎年500社ぐらい補助で省エネルギー診断しているのですが、全国では360万社もあるぞと、中小企業はいくらやっても焼け石に水だと。そこで出てきたのが、結局、我々が診断したそれぞれの業種ごとの全体的な傾向を還元していく、フィードバックしていく。ホームページに、我々のその5年間診断した結果というのを業種ごとにデータとして開示して、例えば、あなたの電気や灯油の使用量を入れると、あなたは業界平均よりも悪いですよ、くらいは出てくるようになっているのです。そうすると、その立ち位置が分かる。業界平均になれば良いという、今回はもうそんなレベルじゃないのですが、46%、50%を目指せって話ですから。ただそれすらないという、まず自分がいくらその息を吐いているのか分からない。吐いている息が人よりも多いのか少ないのかも分からないというところから、まずその意識付けをするというところも、この計画書制度の大前提としてあるので、何か上手いこと、それができてないのではないかなというか、感覚としては思うものですから、そこも含めた何か役に立つものに仕上げられないですかねという風に思っています。

【鎌形部会長】

ありがとうございます。非常に大きな計画なのですが、いずれも計画書制度の見直しが今回の主な課題だけど、もう少し視野を広げないと、というような御指摘ですね。

【赤松委員】

中小企業も、やって損なことはなくて、面倒くさいとか言っている場合じゃないよというのを、如何にこう押付けにならないように促すかという、仕掛けだと思えます。

【鎌形部会長】

施策も Scope も広がっていく。

【青柳委員】

個人的には、決算書ソフトに組み込めば良いと思います。

【事務局（濱田室長代理）】

確かに、青柳委員のおっしゃったことがなるほどと思ったのは、スマホで乗換の経路を調べた際に、時間の最短と、料金の最安の他に、CO₂が一番少ない経路も出るのです、そういうのは、意識付けとしてあり得るかもしれませんね。

【鎌形部会長】

色々御意見が出ているのですが、今回の計画書制度をどうするかということの他に、色々課題が出てくればテイクノートしていくというのもありかと思えます。そのように仕分けしていったら良いかなと思いますね。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

全体としてどこかで繋がりが出てくると思うので、先ほど申し上げたように、事業活動温暖化対策計画書制度自体は、大規模事業者向けがまずメインとしてあって、一方で、中小企業の支援パッケージを来年度に向けてどうやって作っていくのかということは今、色々検討しています。中には、御指摘いただいたように、もう全く興味ない人に対してどうアプローチしていくかというので、それは相談窓口を作って待っていてもしょうがないので、どうアウトリーチで働きかけていくのかというのが、課題だと思っています。今、県内で約18万社ある中小企業全てにアウトリーチはできないですから、先ほどおっしゃっていたように、その団体ごとに省エネルギーセンターさんでまとめられているよう

なものを、我々の方からフィードバックさせていただくというのはあるのかなと思っています。

また、計画書制度の中で、計画書を任意提出した中小規模事業者等の認証制度を作って、認証した事業者を「見える化」すれば、大企業がそれを見て、ここは認証されているから安心できるという、そういった上手い循環を作ればと思うので、計画書制度の中でも大企業も積極的に関与してもらおう取り組んでいければと思いました。

【佐々木委員】

そういう意味では、10 ページで御説明いただいた認証制度というところが、議論のところで言われたことが入っていると理解しています。支援機関についてですが、省エネルギーセンターのような教育や講習を如何にシステムティックにやっていくかも重要な課題だと思います。神奈川県さんとして何かそういうところ、施設としてあるのですか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

無いですね。あるとすればアジェンダ推進センターや神奈川県中小企業団体中央会、神奈川産業振興センターだとか、そういったところと連携して取り組んでいくのだと思います。

【赤松委員】

国の補助事業は、先ほど言ったように、やったところで500だ800だというところで焼け石に水だよ、というところの補完として、同じく補助事業の中なのですが、無料講師派遣制度という制度を私ども省エネルギーセンターで、それでも年間150ぐらいなのですが、色んな自治体だとか、場合によっては学校、町内会、若しくはその業界団体という単位で、勉強会やセミナーをやられる時に、こういうCO₂みたいな話で一つトピックを作っていて、そこにその講師として赴くというものです。国としても、そこは大事だと思っていて、結局意識付けというところは、そのベースの教育みたいなところから入っていく。先ほどの経営者というのはもうど真ん中なのですが、一般の家庭レベルも対象に含めています。子供に言うのが良いよという話があって、子供に言うと家に帰ってお父さんお母さんなんか電気付けばなしみたいな。色んなところから攻めているというのが、国も色んなところに効き代があるかみたいなところは模索している。それに乗っかってやっている部分なのですが、おっしゃられるとおりに、意外とそういう講義ですかねその手のやつも、意味があるのだろうなどは思っています。

【鎌形部会長】

全体として計画書制度で主として大規模事業者をターゲットにステップアップを図っていく、これがコアだと思うのですが、それを広げていくところで色々な課題が、あるいは計画書制度自体にではないのですが、もう少し広く色々な課題があるということ、色々な面から御指摘いただいているのだと思います。全体のまとめ方として、計画書制度はこうしましょうというのと、その他こんな課題がありますよということを含めて取りまとめる必要があると思いました。少し事務局には大変かもしれないですが。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

先ほど申し上げたように、来年度、中小企業支援のパッケージを考えておりますので、そういったことも今後、御意見いただければと思います。少し本論から外れるかもしれませんが、資料を御用意させていただいて、こちらから、来年度こういうことを考えていますというような話をさせていただきたいと思います。そうすると、計画書制度でやっていることも生きてくるという、そういう意味合いもあると思いますので。

【鎌形部会長】

この分野でまだ御意見をいただきたいと思いますが、そろそろよろしいですか。もし、今日言い尽くせなかった場合は、事務局にメール等で追加的な御意見をお送りいただければと思います。それでは、次の報告事項についてよろしくお願ひします。

3 報告事項

(1) 新たな評価・支援制度導入前の先行実施の取組

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

(資料4に基づき説明)

【鎌形部会長】

ありがとうございました。2030年度までそんなに時間がないということで、条例改正を待たずとも先行してできることはやっぴいこう、ということの説明でした。これについて、何か御質問、御意見はありますか。

【赤松委員】

この「見える化」の話で。今の公表状態は、言ってみれば、皆さんの答案用紙が全部見られるという状態じゃないですか。それって、私は結構危ないなと思っていて、取組をすごくしているところを参考にしてもらいたいのだと良いのですが、逆に取組のレベルが低いものも見ると、この程度で良いのかという風に考えてしまう人もいないかなと。今は点数も付いてないですから、それぞれの答案用紙がバーッと出ているわけですが、ろくに答えてないなというのを見た人が、どういう風に思うのかということが私はすごく危険だなと思っていて。上側の良いところだけを見せてこれぐらいやらなきゃ駄目だよという見せ方は意味があると思いますが、今全部見せているというのは、どうなのかなと思っていました。それを今ビジュアル化するに際しては、そういうところを配慮されてはいかかかなと。平均はここかと満足させないぞという。どうしても平均とかは出したくなりますが、平均では駄目なのですね。県はそこを求めているので、どうやってそちらに向かわせるかというようなところを意識したビジュアル化みたいになっていけば良いと思います。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

現在は評価制度がないので、どこが良い悪いというのは正直我々にも分からない部分もあるので、例えば、表彰しているところをピックアップして、こういったところは優良事例ですよ、といった見せ方もあると思います。

【事務局（濱田室長代理）】

現状では、事業者から提出いただいた計画書等から、条例による公表事項の内容を抽出して、文字情報中心ではありますが、公表しています。他の自治体では、提出された様式をそのままホームページに掲載しているところもありますので、公表を前提に、見せ方について、考えていく必要があると思います。

【鎌形部会長】

いずれにしても、出していただいたものを公表することは制度の前提だから、その公表されたものがどう受け止められるかということ、考えなきゃいけないという、そういう御指摘だと思いますので、色々と御検討いただければと思います。先行的な取組について、他に何か御質問はありますか。どうぞ。

【佐々木委員】

ホームページの見直しイメージの御説明がありましたが、これは何かデータをまとめるだけで終わるのか、あるいはコメントも入るのでしょうか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

今回は、既存の情報を「見える化」するだけですが、今後、評価制度を導入した際に、また改めて改修をすることを予定しています。評価制度を導入した場合は、当然評価ごとのソートができるようになるとか、そういったことはする予定なので、まずは今年度、先行的に既存の制度内で「見える化」させていただくと。

【佐々木委員】

分かりました。改修するとまたお金かかるという話ですが、最初からそういう枠組みは作れないですかね。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

一応2年後に改修する前提で、今年度、作成する予定です。

【鎌形部会長】

まだ評価の軸というのが無いときに、県としてはなかなかこう踏み出しにくいという御事情があるのだと思いますが、取りあえず、今回は見やすくするところがまず第一歩かなと。他にございますか。はい、どうぞ。

【佐々木委員】

認証制度、これはもうどんどんやっていただくことが重要かと思います。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

色々な認証制度があって、それぞれ知名度が有ったり無かったりといった状況なので、埋もれないように、認証制度に紐づく支援メニューを充実させて、これをやれば脱炭素とすぐ分かるような感じのものに仕立て上げないと、意味が無くなってしまうと思いますので、これは引き続き注力していきたいと思えます。

【赤松委員】

今のコメントで思いついたのですが、認証がいっぱいありますという中で、それが役に立つものにするという一つのやり方として、他のところでそういうことをやられているかどうか教えていただきたいのですが、例えばその認証を受けたところの企業の商品を買うだとか、サービスを受けるだとかというようなことを期待しているわけじゃないですか。そういった認証を受けたところのものを使った側に対してインセンティブ、こういう仕組みを何か誰か作っていま

せんか。要するに使った側にも益が出て、それで取引が活性化すれば、売る側も認証を取っていいんじゃないかと思ったりもしますよね。だから、このマーク使えますよというようなことを一生懸命言ってもそれが鳴かず飛ばずだったら、やってもしょうがないなってなりますけど、その認証を受けているところを使うと、それなりに利用者にもメリットが出てきます、という風になれば、少なくとも県内でビジネス展開しているところにとっては、良いのかなど。そこを使うと、自分らにも金銭的なメリットが出てきます、というようなところで、やっぱり金銭面に訴えないとだめなので、みたいなことを例えばどこもやっていなければ、少し試しに神奈川が先行してやってください。なかなかこのマーク掲げていますから買ってくださってと言っても、それだけで買ってもらえますかという気がします。

【青柳委員】

追加して良いですか。認証制度のイメージでインセンティブがあると言ったのですが、ホームページで数字とか出すわけですよ。認証をもらったら、ここが認証をもらった、それから賞を出したら、ここが賞をもらいましたと公表すると思うのですが、その時に担当者へのインタビューみたいなものを記事にして載せると良いのかもしれませんが。担当者こがれだけ頑張りました、苦労しましたみたいなのを載せると、その担当者も努力が目の目を見て嬉しいと思うし、会社のPRにもなりますよね。この会社がこういう物を作っていると、紹介にもなりますし、あと読み物として面白いとアクセスが増えるので、このホームページ自体の価値も上がると思います。ですから、その辺の色んなアイデアを駆使してホームページのアクセス数を上げ、それによって企業の知名度が上がり、認証制度が活かせるという上手い仕組みを作ってもらいたいなと思います。

【鎌形部会長】

要するに取組のインセンティブを上げるために、自分である意味、発信できるようなそういうようなところが必要というような御指摘だと思うのですが、皆が頑張ることができるようにインセンティブをどういう風に与えていくかということに繋がっていくと思います。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

大変、参考になります。

【鎌形部会長】

色々と御検討いただければと思います。他に御意見ございますか。今日は大体これで一とおりの議題、御説明いただいたということでもあります。全体的に何かあればお伺いします。

【赤松委員】

冒頭、神奈川県がどうしてこのタイミングで見直しをやっているのかとお尋ねしましたがけれども、先行しているところがあるなら彼らがやっていることがどれだけ効果を示しているのか参考にできませんか。その色んな制度では、評価方法やインセンティブも違うのですよね。それがどれだけ効き代があるのかをチェックすることは、後追いだからこそできるのかなって思っています。中々それはホームページレベルでは引っ張ってこられないのかもしれませんが、行政のお立場であれば、直接聞いたらどうかと思います。例えば、ある自治体では、あまり役立ってないから見直そうと思っていますとか、そういう話が出てくるわけじゃないですか。今やっている方法は、それぞれ少しずつ違うけどこんなのがあります。ここまで見た上で、それがどうなっているのかというのを少し深掘りして、ずるい言い方ですが、その中の一番良いやつを取りましょうと。後ろから追っかける立場であれば、それはある意味県民に対しても説得力がありますよね。色んな自治体が先行してやっているのを見て、一番良いやつを神奈川県は取り入れましたと言え、それは説得力があるのではないかと思います。

【佐々木委員】

こういう関係で自治体間の協議会みたいのは無いのですか。

【事務局（渡邊事業者脱炭素担当課長）】

少なくとも、これに限ったものというものは無いです。

【鎌形部会長】

結構大変でしょうけれども、いくつかは、少しどんな状況なのか把握頂いた方が良いのかもしれないですね。他に意見が無ければいずれにしても今日色々な意見が出ましたので、事務局として求めている計画書制度を組み立てていく上での課題と、少しその周辺の課題も出てきたので、そこは少し事務局の方で振り分けていただいて、纏めていったら良いのかなと思います。よろしくお願ひします。事務局にお返しします。

【事務局（濱田室長代理）】

部会長ありがとうございました。本日いただいた御意見を事務局で持ち帰りまして、検討をさせていただきます。

また、事務局の方から報告事項がございます。冒頭、資料1の2ページでスケジュールをお示ししましたが、環境審議会が8月29日でございます。これは先ほど渡邊の方から御説明しましたとおり、今回、条例改正が必要となりますので、環境審議会において、地球温暖化対策推進条例の一部改正を来年度に行いたいという諮問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。次回は、9月5日を予定しておりますが、詳細につきましては別途御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

【鎌形部会長】

ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

【全員】

どうもありがとうございました。

以上